

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	きぬがさ城東、きぬがさ中央 (きぬがさ城東、きぬがさ中央)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小中之湖が干拓されてから約80年が経過した。何度かの基盤整備事業を経て、現在の農用地としての姿があるが、水稲作付けを前提として基盤整備がなされてきたため、グローバル経済下の農業政策に機敏に対応することが困難な状況下にある。それでも区域内には幾つかの農業法人が立ち上げられ、干拓地としての機能維持や住民生活環境の維持発展に努力がなされている。そのような中で、今後に向けて大きな課題は、基盤インフラの更新と農用地の後継者問題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地地質的な特殊性から、野菜生産には不向きである点と干拓排水にかかる経費が他生産地との競争力において、圧倒的に不利な環境下に置かれている。また、果樹栽培に関しても地下水位が高く、土盛り等の基盤改善が必要になる。このような中で、考えられるのは施設園芸や、有機米の栽培等に活路を見出すことだと思われる。いずれにしても、区域内の住民や農地耕作者の協力抜きでは実現不可能である。今回の「地域計画」を核として、区域内の農地再編を進め、土地改良区や地域住民とのコミュニケーションを図っていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
この区域で耕作する担い手が、農用地の移動や集約に関して、土地改良区の中でも、意見集約できるよう働きかけていきたい。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の利用に関しては、農事組合法人においては一般的になっているものの、他の担い手においては必ずしもそうはなっていない。まずは、議論する場が必要ではないかと考える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
大区画化は担い手農家単位でも可能かと思うが、汎用化等に関しては、土地改良区も含めて考えていくべきだと思う。その意味からも現行の農業委員制度の見直しが必要ではないか。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田協議会、農業委員会、土地改良区、JA等が一体的に取り組む問題だと考える。個々の担い手がそれらの機関へ働きかけるのを待っていては何も進まないと考える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
支援事業体との関係よりも、法人間連携等を先に進めるべきだと思う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--